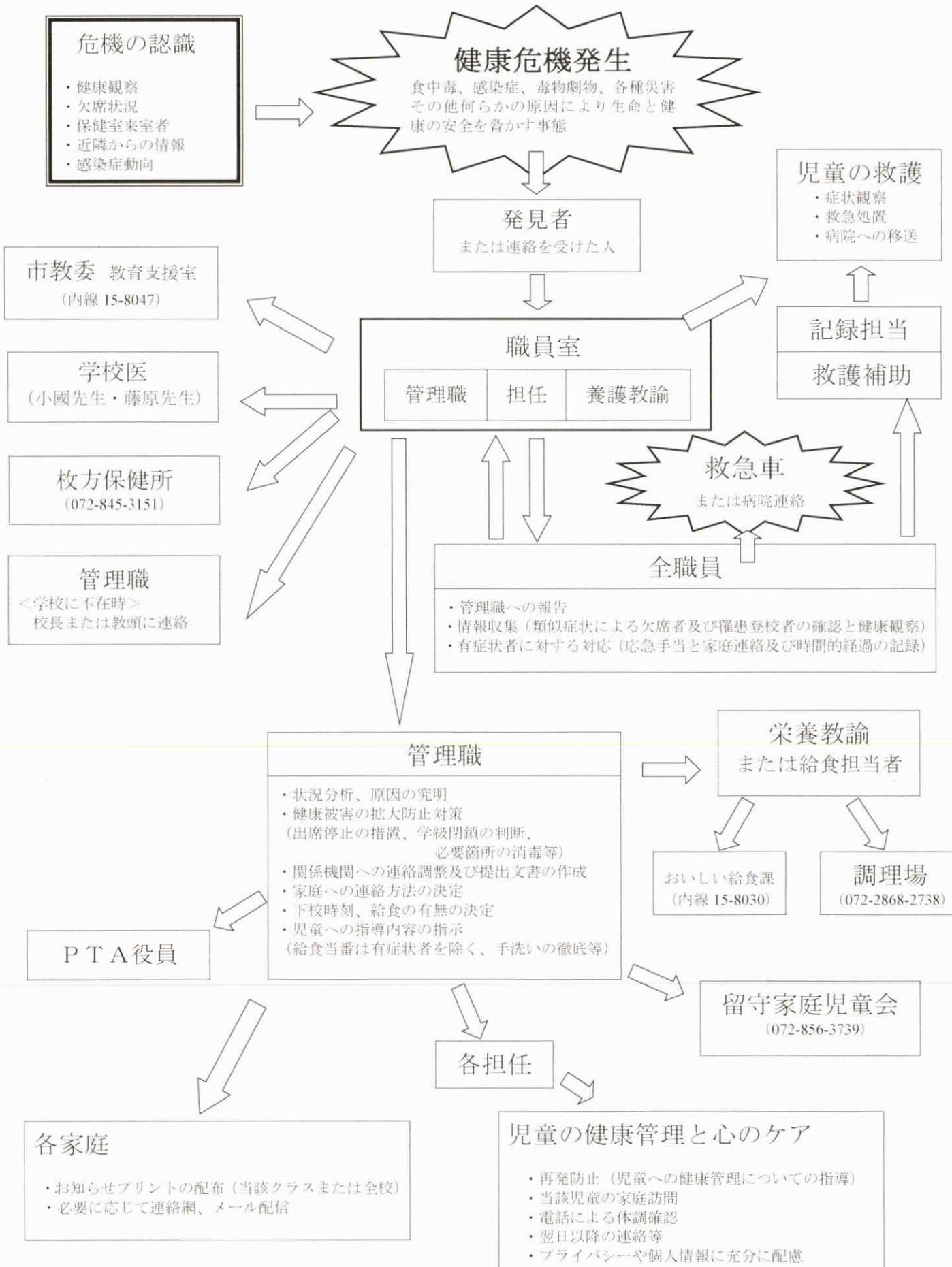


## 4. 健康危機管理マニュアル

### イ・健康危機発生時の対応について

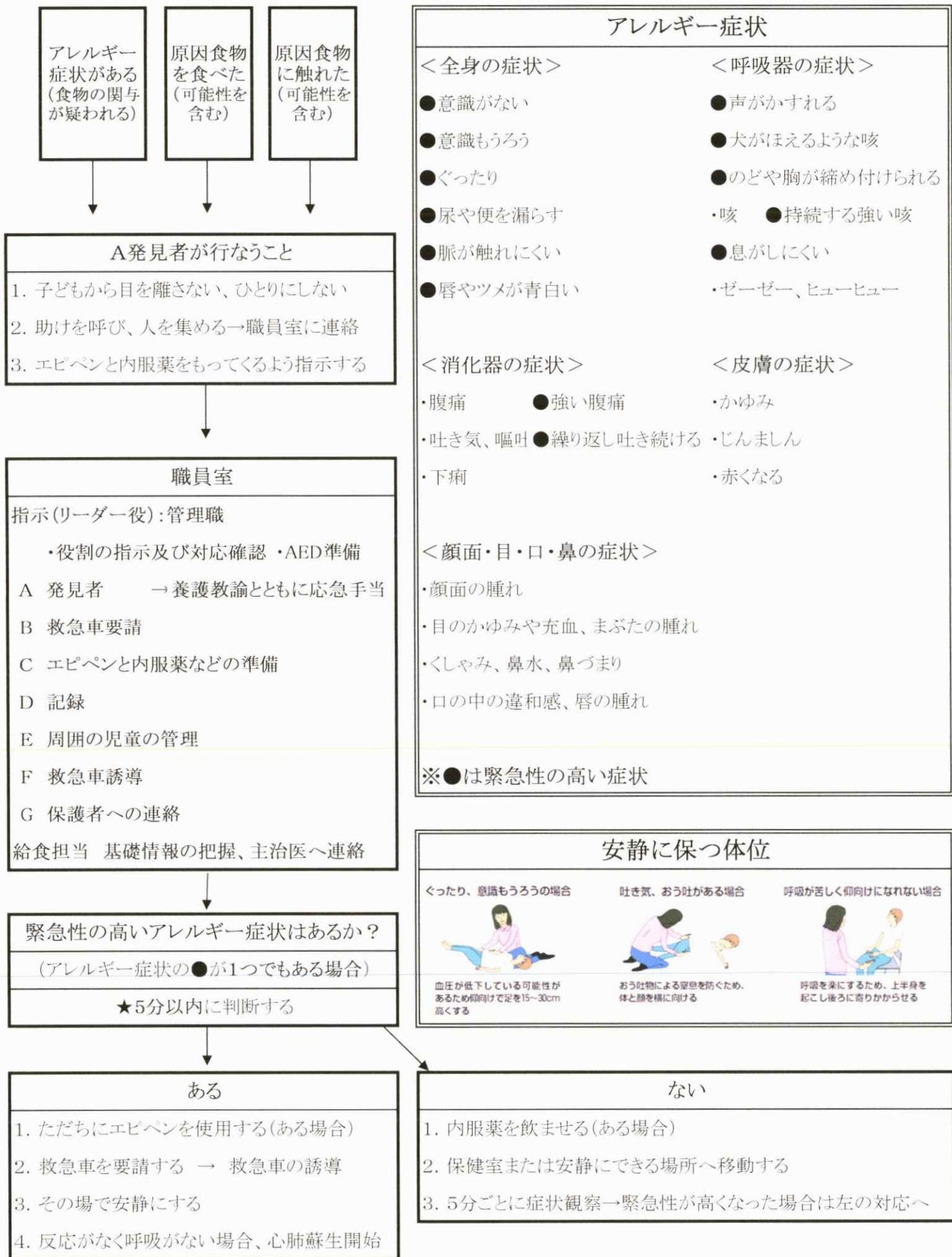


## 四. 感染症集団発生の初期対応のマニュアル



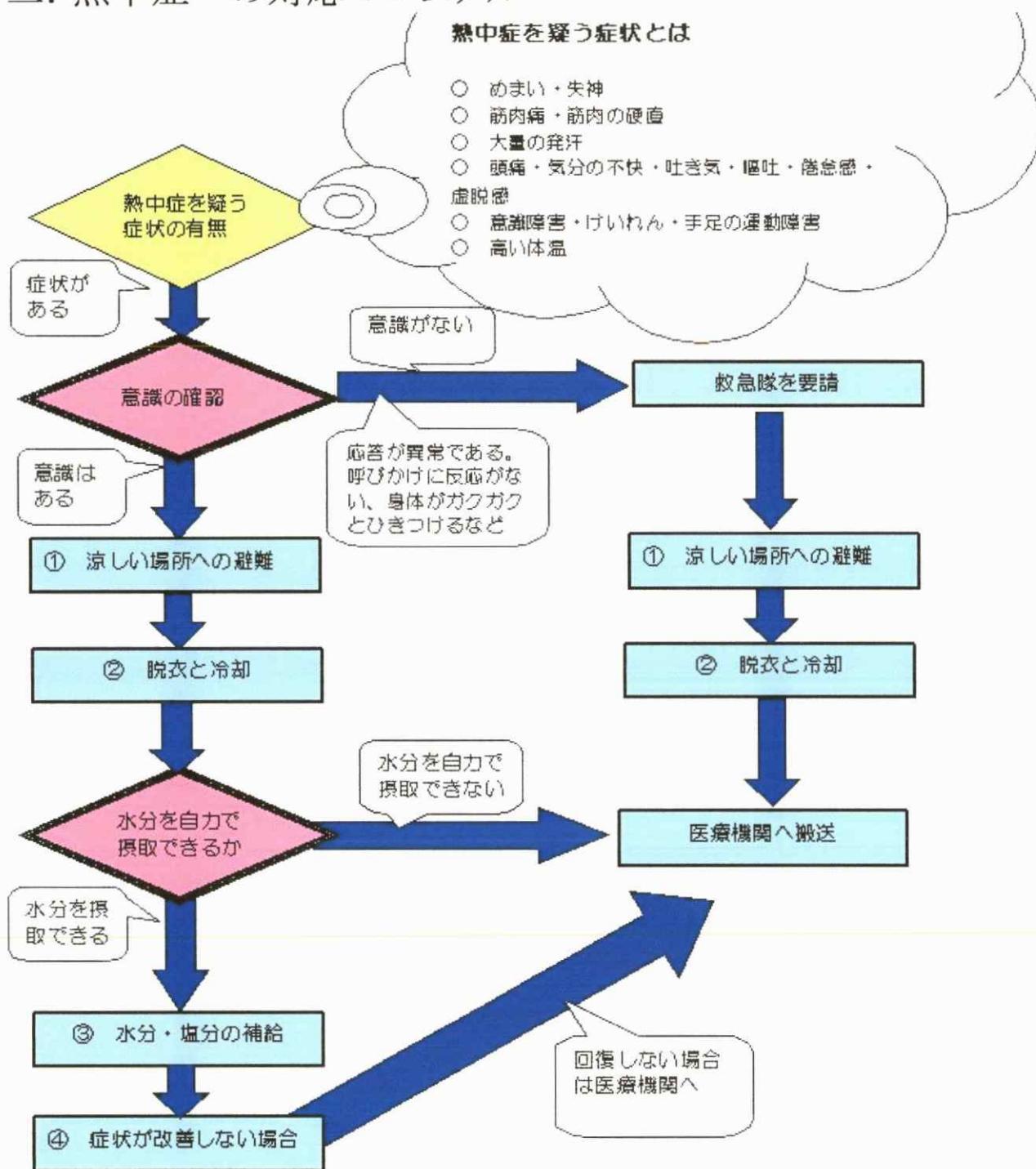
※大阪府学校保健会編「学校長のための危機管理マニュアル」より

## ハ. アレルギー緊急時対応マニュアル

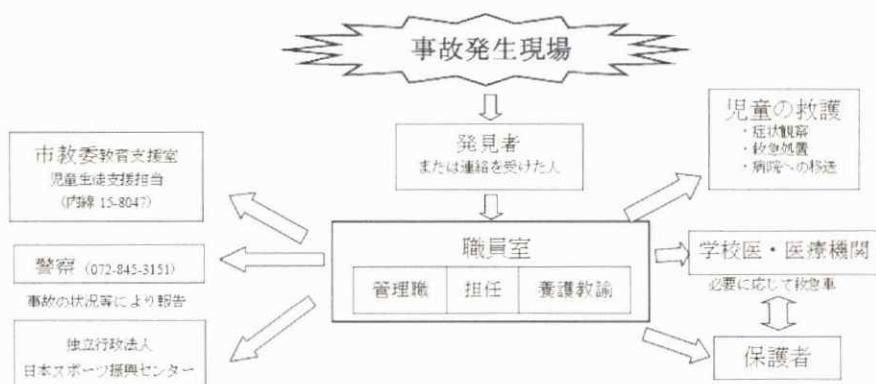


※大阪府教育委員会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」より

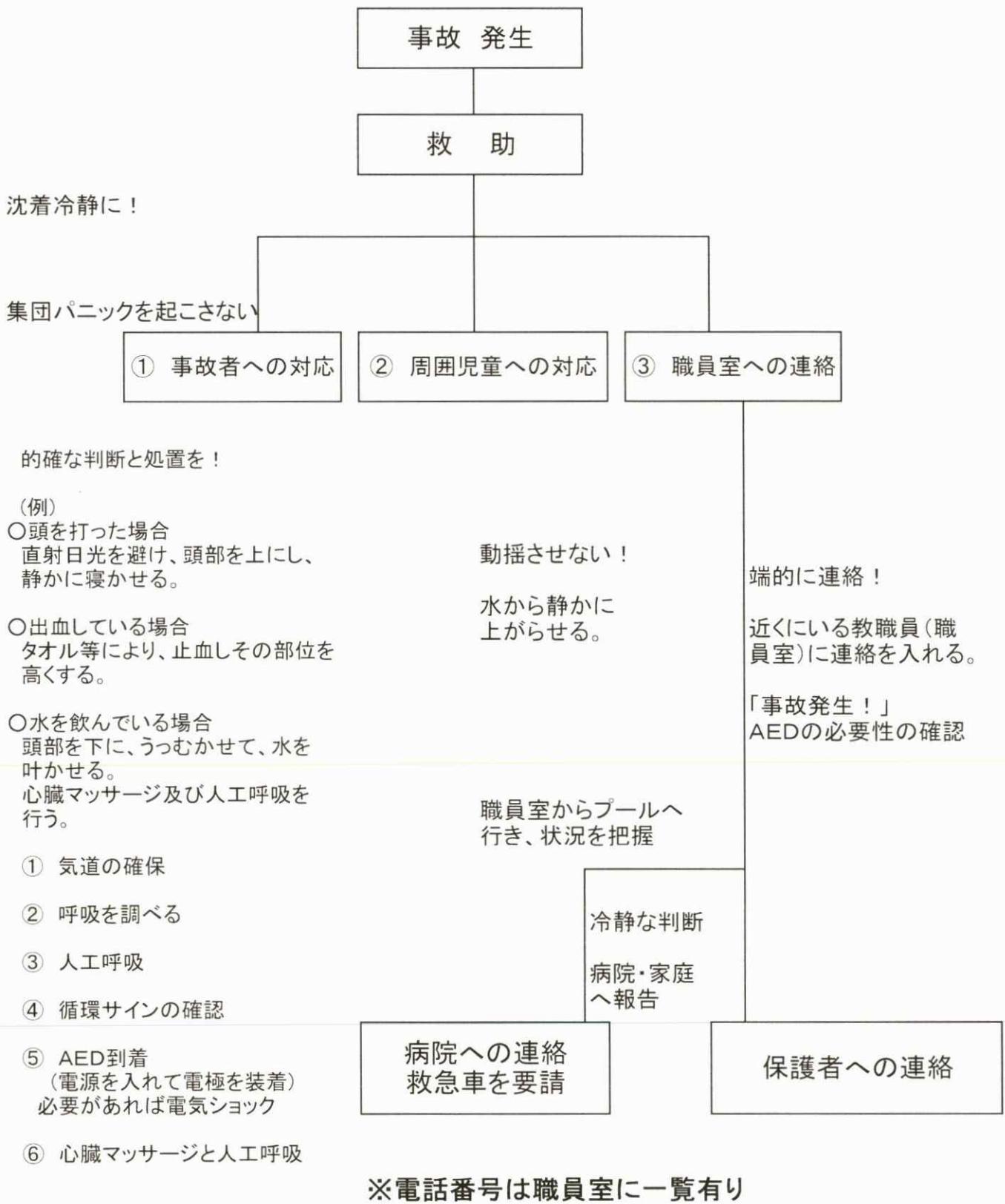
## 二. 熱中症への対応マニュアル



\*医療行為が必要な場合の連絡体制



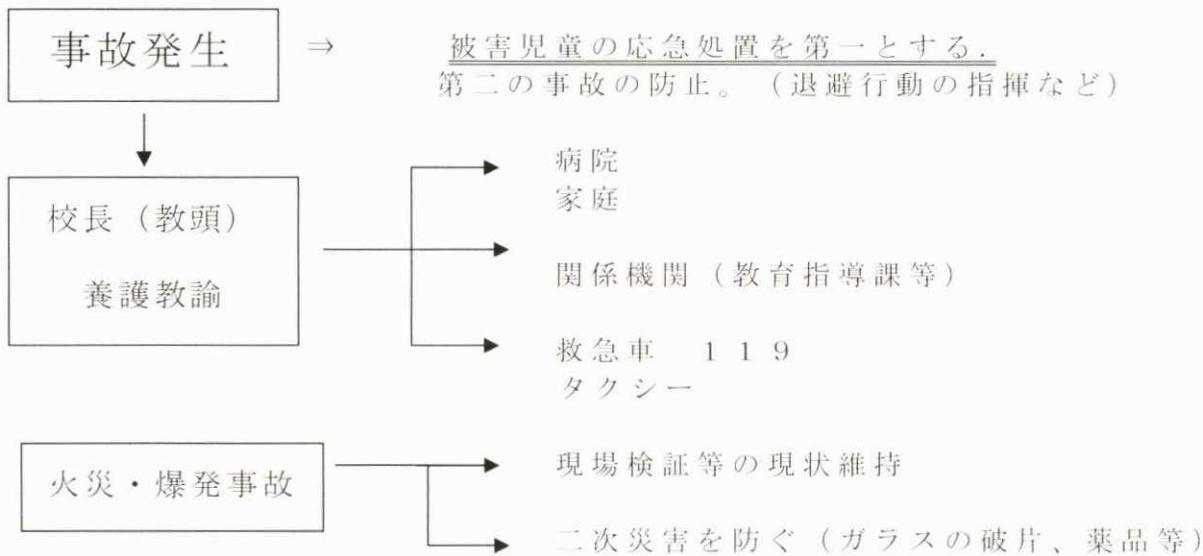
## 5. 水泳指導時における危機管理マニュアル



## 6. 学校理科薬品等における事故対応マニュアル

【事故が発生した場合の基本的な留意事項】

◎薬品などに身体的被害を受けた場合



◎使用時のトラブル防止のために

1、**誤飲した場合**・・・何をどれだけ飲んだかを把握し、医師に伝える。

吐かせると危険な場合もあるので、気道を確保し、救急車を待つ。

A [塩酸・水酸化ナトリウム・アンモニア水・過酸化水素水]

救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる。

B [メタノール]

救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる。激しく嘔吐する場合があるので、嘔吐物によって窒息しないように注意する。

2、**目に入った場合**・・・眼科に連絡 → 眼科医の診察を受ける。

○洗面器に水をたくさん入れて、その中で目をパチパチする。（20分以上）

○水道で目を洗う場合は、水を勢いよく出さない。（角膜を痛めるため）

3、**皮膚についた場合**

A [塩酸などがズボンにこぼれた場合]

服の上から水を流す → 病院へ

B [水酸化ナトリウムがついた場合] …皮膚を溶かす性質がある

●皮膚についた場合… 大量の水で流す → 病院へ連れていく

（粒状の物は火傷しないように気をつける）

粒状の物 → 水に溶ける → 発熱反応 → 火傷）

●服についた場合… 粘膜の部分に触れないように気をつける → 病院へ

4、**ガス中毒**

救急車を呼ぶ → 換気のいい場所へ連れていく

5、**火傷**

大量の水で冷やす。（20分以上）

火傷の状況に応じて、病院に連れて行く。

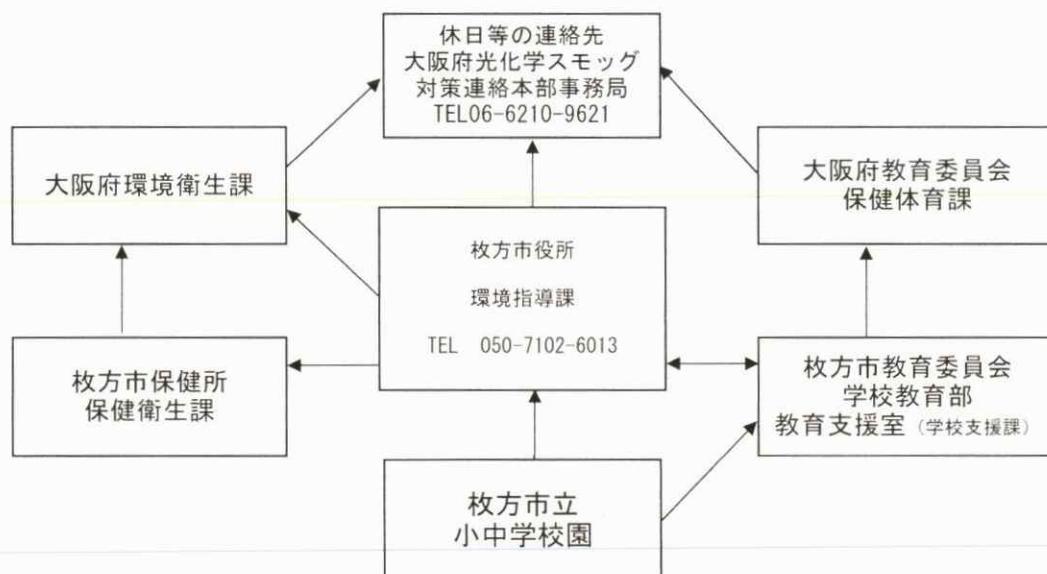
## 7. 光化学スモッグ発生時の対応マニュアル

予報等の発令時における周知事項

- ・被害が発生した場合、直ちにうがい、洗眼をし、屋内に入る等の措置を講じること。

区分	周知事項
予報	<ol style="list-style-type: none"> <li>注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。</li> <li>症状の有無を点検すること。</li> <li>病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。</li> <li>症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、枚方保健所又は環境指導課に連絡すること。</li> </ol>
注意報	<ol style="list-style-type: none"> <li>症状の有無を点検すること。</li> <li>病弱な者及び当日身体の調子の悪い者は屋内に入れること。</li> <li>屋外での過激な運動を避けること。</li> <li>症状を訴えた者があれば直ちに屋内に入れるとともに、枚方保健所又は環境指導課に連絡すること。</li> </ol>
警報及び重大緊急警報の時	<ol style="list-style-type: none"> <li>屋外の運動をやめて屋内に入れること。（うがい、洗眼をさせること。）</li> <li>症状を訴えた者があれば直ちに、枚方保健所又は環境指導課に連絡すること。</li> </ol>

学牧園での光化学スモッグ被害の連絡経路図



## 8. 食中毒の防止マニュアル

O-157については、下記の市教育委員会からの指示に沿い、衛生管理を徹底する。  
(保健指導)

### 1 学校施設等の衛生管理

- (1) 調理場、手洗い場、トイレ、プールなど学校施設等の衛生管理の徹底を図ること。
- (2) 飲料水の水質検査は「学校環境衛生の基準」に基づいて日常点検を実施すること。

### 2 園児、児童、生徒等に対する保健指導について

- (1) 石けんと流水による手洗いの励行を指導、啓発すること。
- (2) 園児、児童、生徒に対する日常の健康観察をおこなうこと。特に腹痛、吐き気、下痢等の症状を示した場合は、速やかに医師の診断を受けるように勧奨すること。学校において発見され、早退させる場合は必ず保護者に連絡を取ること。
- (3) 保護者に対しても食中毒予防のための啓発をおこなうこと。

※本校では、飼育担当の児童は、飼育小屋の清掃等の後は、消毒薬による手洗いを徹底する。

※生水を飲まないため、必要に応じて水筒を持参する。

※児童にO-157等による食中毒があった時は、プライバシーの保護に十分配慮しながら、校医・学校薬剤師・教育委員会へ相談・報告等連携をとり、二次感染を未然に防ぐために万全の処理をする。

## 9. 学級閉鎖及び学校閉鎖時の下校マニュアル

### A インフルエンザ等による学級閉鎖時の下校マニュアル

学校・学年・学級閉鎖をするにあたっては欠席人数、罹患者数などの状況を把握した上で、学校医、教育委員会学務課と協議し決定する。

#### 〔視点〕

1. 児童の健康維持、感染防止を前提に考える。
2. 保護者への周知と下校時と自宅の安全を確認し下校させる。
3. 帰宅後の確認がとれない限り、児童の下校は認めない。
4. 児童の欠席理由罹患状況を把握し校医さんと協議する。市教委・留守家庭児童会へ連絡し学級閉鎖等の対応について打ち合わせする。
5. 学級閉鎖時の給食停止依頼→栄養士

#### 〔対応マニュアル〕

- ①メール配信等で全保護者への周知をする。
- ②担任又は職員は全保護者へ連絡し下校時刻と学級閉鎖と期間、健康維持、過ごし方等を伝える。
- ③留守家庭児童会への保護者への連絡は必ず連絡し、下校の方法を確認する。→とれない場合は学校待機
- ④学級閉鎖時の下校は児童の帰宅時の安全を確認してからとする。
- ⑤下校時刻は当日の授業時間を考慮し適切な時刻に下校させる。  
全児童家庭へ連絡する。  
留守家庭児童会在籍については下校の仕方にについて保護者に確認する。
- ⑥児童へ休み中の過ごし方や健康維持などの諸注意、及び諸連絡をしてから下校させる。
- ⑦関係の保護者へ文書を作成し周知する。

#### 〔留意点〕

- ※保護者が児童の下校を知らない中で下校はさせない。  
※担任だけでは対応しきれないので職員は連携して保護者等への連絡を行う。

### B 学年・学校閉鎖時の下校マニュアル

#### 〔視点〕

1. 児童の健康維持、感染防止を前提に考える。
2. 保護者への周知と下校時と自宅の安全を確認し下校させる。
3. 帰宅後の確認がとれない限り、児童の下校は認めない。
4. 人数が多くなるのでPTA・留守家庭児童会に保護者への連絡を依頼する。
5. 児童の欠席理由罹患状況を把握し校医さんと協議する。市教委・留守家庭児童会へ連絡し学級閉鎖等の対応について打ち合わせする。
6. 閉鎖時の給食停止依頼→栄養士

#### 〔対応マニュアル〕

- ①メール配信等で当該学年全保護者への周知をすると共に、PTA副会長へ連絡する。
- ②留守家庭児童会在籍の保護者へは下校までに閉鎖の旨を必ず連絡し、下校の方法を確認する。  
→連絡が取れない場合は学校待機
- ③担任又は職員は児童下校後留守家庭児童会以外の保護者へ連絡し、学級閉鎖と期間、健康維持、過ごし方等を伝える。
- ④下校時刻は当日の授業時間を考慮し適切な時刻に下校させる。  
全児童家庭へ連絡する。  
留守家庭児童会在籍児童については下校の仕方にについて保護者に確認する。
- ⑤児童へ休み中の過ごし方や健康維持などの諸注意、及び諸連絡をしてから下校させる。
- ⑥関係の保護者へ文書を作成し周知する。

#### 〔留意点〕

- ※保護者が児童の下校を知らない中で下校はさせない。  
※担任だけでは対応しきれないので職員は連携して保護者等への連絡を行う。

# C 留守家庭児童会室の枚方市に警報等が発表された場合の対応について

【令和5年4月1日現在】

## ① 常日（小学校授業実施日）の対応

		(警報A) 暴風警報、暴風雪警報、洪水警報		(警報B) 特別警報	
		留守家庭児童会室	小学校	留守家庭児童会室	小学校
午前 7：00	発表中	◆自宅待機	◇自宅待機		
	発表中	◆自宅待機	◇自宅待機		
午前 9：00	解除	◆午後1：15 に開室	◇授業実施（指定された時間に登校） ※給食あり 平常下校		
	発表中	◆自宅待機	◇臨時休校		
午前 10：00	解除	◆午後0時15頃に開室（開室時間については、小学校に下校時間を確認し、児童が登室する15分前に開室して下さい） ※「弁当を持参して登室」	◇授業実施（指定された時間に登校） ※給食なし	●臨時休室	○臨時休校
	発表中	◆臨時休室	◇臨時休校		
午前 11：00	解除	◆午後1：15 に開室 ※「自宅で食事を済ませて登室」 又は「弁当を持参して登室」	◇臨時休校		
小学校登校後・児童会室開室後に警報発表があった場合		◆（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡し、お迎え要請をしたうえで、お迎えの対応や帰宅方法を確認します。対応については学校と連携して下さい。	◇地区ごとに集団下校	●（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡のうえお迎えを要請します。ただし、天候等の状況次第では児童会室または学校施設で待機し、帰宅可能と判断した段階でお迎え要請します。	○原則として学校待機 ※状況によって教育委員会と連携します。

## ② 夏休み等（8時00分開室日）の対応

		(警報A) 暴風警報、暴風雪警報、洪水警報		(警報B) 特別警報	
		留守家庭児童会室		留守家庭児童会室	
午前 7：00	発表中	◆自宅待機			
午前 9：00	発表中	◆自宅待機		●臨時休室	
	解除	午前 11：00 から児童会室を開室します。			
午前 11：00	発表中	◆臨時休室		●臨時休室	
	解除	午後 1：15 から児童会室を開室します。			
午前 7：00 を過ぎて警報発表があった場合		◆（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡し、お迎え要請をしたうえで、お迎えの対応や帰宅方法を確認します。		●（発表以後）臨時休室 ※保護者に連絡のうえお迎えを要請します。ただし、天候等の状況次第では児童会室または学校施設で待機し、帰宅可能と判断した段階でお迎え要請します。	

- ※ 「特別警報」解除後に引き続き「警報A」が発表されている場合、以後この「警報A」が解除されても児童会室は開室しません。
- ※ 通常日の午前9時を超えて「警報A」が解除になった場合は、学校給食が中止になりますので弁当を持参させてください。
- ※ 保護者の方と連絡がつかない場合も想定されますので、気象情報にご留意のうえ、開室後（夏休み等は午前7時以降）に警報発表があった際は、児童会室への連絡をお願いします。
- ※ 交通機関・その他諸状況により、上記と異なる対応をさせていただく場合があります。

### 枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

- ◆「暴風警報」「暴風雨警報」「洪水警報」のいずれかと同時に発令されている場合は上記対応となります。

土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示のみが発表・発令された場合で、気象情報及び避難情報により、上記対応と異なる場合は、改めて、お知らせします。

## 10. 安全教育について

### 安全教育全体計画



#### 安全点検について

毎月、月初めに点検表に従い安全点検を行ない、安全指導部で集約して、管理職へ報告する。  
 外部へ修理依頼の必要な時は管理職に相談する。

## 四. 安全指導計画

(1) 目 標 児童の安全と校舎諸設備の保全をはかる。

(2) 災害時の組織

【総務、庶務（教頭および職員室にいるもの）】

- ① 校内の連絡 ・・・ 職員および児童との連絡  
・・・ 学級にマイクで連絡（火災発生と同時）
- ② 消防署、警察署、市教育委員会、その他の関係団体との連絡
- ③ 重要物件の持ち出し
- ④ 校内の施設・設備の保全

【避難指導（学級担任もしくはその時限の担当者）】

- ① 児童の避難誘導ならびに収容に関すること。
- ② 各学級で人員確認、人員の異常の有無をすみやかに把握し、学校長に連絡（児童名票携行）
  - ・救護（女性職員）
  - ・消火（男性職員）
  - ・怪我人などの救護にあたる。
  - ・児童避難誘導後、消火活動にあたる。

(3) 災害時の集合場所

- ・火災時→運動場南側
- ・台風時→地区別児童会の教室
- ・地震時→運動場南側

(4) 避難経路………※別紙参照

(5) 訓練計画（年4回）

- ・5月……地震を想定
- ・6月……台風を想定
- ・9月……不審者侵入時の訓練
- ・1月……火災を想定

## 11. 「J アラート」の対応について

### I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

#### 1. 児童の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

#### 2 児童の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

### II. Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

#### 1. 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合 >

○屋外にいる場合: 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合: 換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

#### 2. 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外(約 30km)または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内(約 30km)または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

### III Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

#### 1. Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

登校前	自宅待機
登下校時	学校に登校した、又は下校していない児童を校舎内へ避難誘導し、安全確保に努める
在校時	校舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、児童の安全確保に努める
校外活動時	引率教員は、児童を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

#### 2 状況別の臨時休業の取扱い等

状況パターン	A 領土・領海外に落下	B 日本の上空を通過	C 領土・領海に落下(Dを除く)	D 枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km)または大阪府域に落下
臨時休業の取り扱い	原則として臨時休業は行わない			臨時休業
在校時	教育活動を再開			① 原則として児童を学校で保護 ② 引き続き情報収集に努める ③ 安否情報を保護者へ連絡する
登下校時	(登校時) 登校後、教育活動を再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、教育支援室まで連絡する			○学校に登校した、または下校していない児童については、在校時に準じた対応を行う
校外活動時	安全確認後、校外活動を再開			① 児童を安全な場所で保護 ② 引率教師は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③ 安否情報を保護者へ連絡する